

## 西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和元年12月11日（水） 関西支社 大会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	赤松 史光（大阪大学大学院教授）、池田 辰夫（弁護士）、 黒田 愛（弁護士）、小島 幸保（弁護士）、建山 和由（立命館大学教授） 三村 衛（京都大学大学院教授）、吉野 孝義（弁護士）	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日	
抽出件数／対象件数	6件／304件	件 名 等
工 事	一般競争入札	1件／ 9件 新名神高速道路 田上枝工事
	条件付 一般競争入札	2件／ 37件 堺泉北道路 通信線路工事 舞鶴若狭自動車道（特定更新等）春日 IC～大飯高浜 IC 間盛土補強工事
	指名競争入札	0件／ 0件 —
	随意契約	1件／ 29件 阪奈高速道路事務所管内 伸縮装置取替工事（令和元年度）
調査等	1件／ 72件	大和北道路 横田地区家屋事前調査
維持管理役務及び 物品・役務	1件／157件	平成30年度ソフトウェアライセンス一式調達

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p><b>◆報告内容の説明</b></p> <p>【入札監視事務局からの報告】</p> <p style="padding-left: 20px;">特になし</p> <p>【入札・契約手続きの運用状況等について】</p> <p>① 虚偽記載により入札参加資格停止を受けた者は、入札参加時点で虚偽記載を行っていたということですか。</p> <p>② 残務工事は公募にて入札参加者を募ったのですか。それとも随意契約を行ったのですか。</p> <p>③ 相手方には損害賠償請求を行ったのですか。</p> <p>④ 同一の企業が、同時期に複数の入札参加資格停止を受けた場合、入札参加資格停止期間などのルールはどうなるのですか。</p>	<p>① そのとおりです。本件については、契約締結後に虚偽記載が発覚しましたので、現場の安全管理上必要最低限の工事のみ施工させ、残りは打ち切りました。</p> <p>② 残務工事については、新規発注工事に含めて公募により発注する予定です。</p> <p>③ 即刻解除を行い、受注者に対し損害賠償請求を行う選択もありましたが、現場内及び周辺地域の安全確保を優先し、それに必要な最低限の範囲を施工するように変更契約を行いました。よって、損害賠償は求めていません。</p> <p>④ 複数の入札参加資格停止を受けても加重されず、入札参加資格停止期間が併存することとなります。</p>

◆抽出案件の説明

【一般競争入札】

〈新名神高速道路 田上枝工事〉

- ① 技術条件を再審議することはよくあることなのですか。また、こういった場合にこのようなことが行われるのですか。

【条件付一般競争入札】

〈堺泉北道路 通信線路工事〉

- ① 監理技術者の配置を求めないはずなのに、競争参加資格申請者の辞退理由が「監理技術者がいないため」というのはどう整合性がとれるのですか。
- ② 受注者が機器等を一括調達することによってスケールメリットを生かして低額の応札が可能だと思いますが、これは発注者側としてはどの者がどの価格となるかはわかりません。
- ③ 各社の技術評価点の差について、技術力などでどの程度の差があるのか教えてください。
- ④ どの工事についても、技術評価点は一定なのですか。
- ⑤ 技術評価基準の災害協定が、施工県内に限定された災害協定、とありますが、この「限定」という言葉の意味を教えてください。例えば本件は、「大阪府」とありますが、これは大阪府だけなのか、それとも府内の自治体も含むのでしょうか

【条件付一般競争入札】

〈舞鶴若狭自動車道(特定更新等)春日 IC～大飯高浜 IC間盛土補強工事〉

- ① 辞退者の辞退理由はどのように確認したのですか。また、配置できなかった理由が何であるのか確認等を行ったのですか。

- ① 本件は、共同企業体の代表者以外の構成員に求める施工実績の条件を緩和したため再審議を行いました。なお、再審議はよく行われるものではありません。

- ① 監理技術者の配置を求めないのではなく、施工実績を求めないこととしたものです。当初想定していた監理技術者を他工事に配置する場合は、「監理技術者がいないため」という理由となります。

- ② 入札参加者の応札額はわかりません。

- ③ 社内の安全講習会等の実施有無、緊急時の施工体制（大阪府内に本店・本社）の有無、及び大阪府内に限定された災害協定の有無で差がついたものなので、技術力により生じる差ではありません。

- ④ 工事規模及び内容によって評価基準及び点数が違います。

- ⑤ 大阪府内の自治体において災害協定を締結していれば評価の対象であるという意味です。

- ① 辞退者から提出された「入札辞退書」で理由を確認したのみで、ヒアリング等による聞き取り調査までは行っていません。

- |  |   |
|--|---|
| <p>② 入札参加予定者のうち1者が辞退し、1者が応札したものの落札率が99%というのは、如何なものかと世間一般の眼から見えてしまうと思いますが、その点どのようにお考えですか？</p> <p>③ 工事箇所が散らばっているものを一つの工事単位として発注されており、入札参加者を増やす工夫と考えられますが、工事発注ロットの基本的な考え方はあるのでしょうか。</p> <p>④ 本工事は排水性を高める工事ですが、排水不良が実際にあったから本工事を実施したのですか。例えば、建設当時の盛土に不良があったなどですか。</p> <p>⑤ 盛土の土質を場所ごとに社内でデータベース化されているのですか。</p> | <p>② 他に入札参加予定者がいないことを応札者は把握していないため、結果として落札率が高くなったものと考えています。</p> <p>③ 工事の発注ロットは工事内容や規模などにより個別に検討し設定しております。本工事は工事箇所15か所のうち、13か所は同一インター間に固まっていることから、1件の工事とすることにしました。残る2か所は場所が離れているものの、13か所と同一内容の工事であることや、この2か所のみでの発注では規模が小さすぎることなどから、13か所と同一工事にて発注することとしました。</p> <p>④ 過去に東名高速道路で排水性の悪い盛土の箇所が崩落したという事象がありました。盛土崩落の事象は水が盛土内に溜まることが要因の一つであるため、一定の条件に該当する箇所は特定更新事業のなかで行っています。</p> <p>⑤ 建設当時の資料で把握できている箇所もありますが、わからない箇所は施工前に事前にボーリング調査や水文調査を行っています。</p> |
|--|---|

**【随意契約】**

〈阪奈高速道路事務所管内 伸縮装置取替工事（令和元年度）〉

- |   |  |
|---|--|
| <p>① 当初の手続きにおいて積算と入札価格に差があるが、要因は分析されたのですか。</p> <p>② そういった相違が発覚した場合、今後発注する工事に反映していくのですか。</p> <p>③ 不落札協議でネクスコの積算が変わる際に、一般的な感覚では積算価格が大きく変わっているように見えます。なぜ金額が大きく見直されたのか、金額を見直す際にどう協議をしたのかを、より明らかにできるように今後もしていただけたらと思います。</p> | <p>① 入札参加者と協議を行ったところ、伸縮装置取替工で当社の積算が施工時間を考慮すると現実的でない施工となっていたため、その部分の積算を見直しました。その他、材料費についても協議した結果、伸縮装置取替工に相違があったため、単価を見直しました。</p> <p>② 現地施工と積算が違う場合等は現実に合うように積算を変えていきます。</p> <p>③ 入札価格との乖離要因を把握し、積算単価を見直した過程を、協議記録簿に明確に記載するよう、今後も努めてまいります。</p> |
|---|--|

<p><b>【調査等】</b>          〈大和北道路 横田地区家屋事前調査〉</p> <p>① 最低制限価格を下回る応札金額が概ね似たような金額なので、これがむしろ妥当な金額ではないかと思っておりますが、最低制限価格を下回った者は落札者としてない対応は会社の規程どおりということですか。</p> <p>② ではネクスコの中で定められたルールにのっとって低入札調査を行うかを判定しているということでしょうか。</p> <p><b>【維持管理役務及び物品・役務】</b>          〈平成 30 年度ソフトウェアライセンス一式調達〉</p> <p>① 辞退と無効が 1 者ずついるがそれぞれの理由は何ですか。</p>	<p>① そのとおりです。</p> <p>② そのとおりです。</p> <p>① 物品・役務は辞退理由を求めていますので辞退理由はわかりません。無効となったのは、入札書の件名に誤りがあったためです。</p>
---	---

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし